

千葉県児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、就職や進学後まもない離職等を事由として児童自立生活援助事業を利用する児童養護施設退所児童等（18歳以上の者を含む。以下同じ。）の自立の促進を図るため、自立援助ホームが当該児童等に対して行う心理面からの自立支援の実施に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、「児童家庭支援センターの設置運営等について（平成10年5月18日付け児発第397号厚生省家庭児童局長通知）」の別紙2「児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業実施要綱」の第4に規定する事業とする。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、千葉市内において、児童自立生活援助事業を行う自立援助ホームで、市長が認めるものとする。

(対象となる児童等)

第4条 対象となる児童等は、就職や進学等自立を理由に里親、小規模住居型児童養育事業者への委託措置又は児童福祉施設への入所措置を解除したが、離職等のため、児童福祉法第33条の6の規定に基づき補助事業者の援助を受ける児童等及び市長が当該児童等と同等であると認めたものとする。

(補助額の算出方法)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、別表の補助対象経費の項に掲げる経費とする。

2 補助額は、前項の経費の実支出額と別表の補助基準額の項に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。この場合において、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉県児

童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- （4）補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令という。」）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しないこと。
- （5）消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、第10条第1項による実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、速やかに市長に対して報告すること。この場合において、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に返還しなければならない。
- （6）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- （7）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- （8）補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産がある場合には、当該期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで

保管しておくこと。

(9) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉市児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更交付の申請等)

第9条 規則第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定したときは、千葉市児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、第7条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を調査し、補助事業の中止又は廃止を決定したときは、千葉市児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、千葉市児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業実績報告書(様式第7号)を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、千葉市児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業補助金額確定通知書(様式第8号)によるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告)

第12条 第7条第5号の規定による報告は、消費税仕入控除額報告書（様式第9号）によるものとする。

（交付の請求）

第13条 補助事業者は規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業補助金一括(分割)事前交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第14条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）によるものとする。

（返還の命令）

第15条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業補助金返還命令書（様式第13号）によるものとする。

（届出事項）

第16条 補助事業者は、次の各号のいずれかの一に該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は所在地、氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助基準額
<p>児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 等</p>	<p>当該年度の国庫補助基準額（児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について（平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001厚生労働事務次官通知）の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金交付要綱」4の別表の第3欄「児童家庭支援センター運営等事業」の項第4欄「2 児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業」に規定する額）</p>